

深川市立高等看護学院履修等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、深川市立高等看護学院学則（平成 1 0 年深川市規則第 1 6 号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、授業科目履修、成績評定方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(授業日数等)

第 2 条 授業日数は、学院長が教育上必要と認めた授業のあるすべての日数とする。

2 出席すべき日数は、授業日数から特別欠席、出席停止及び忌引の日数を差し引いた日数とする。

3 出席日数は、出席すべき日数から欠席日数を差し引いた日数とする。

(特別欠席)

第 3 条 次の各号に掲げるものに該当する場合は、特別欠席とし、その期間は、1 日又は半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間とする。

- (1) 本学院を代表して行事等に参加する場合
- (2) 進学又は就職のための受験又は受験に要する健康診断を受ける場合
- (3) 風、水、震、火災その他の非常災害により交通機関が途絶した場合
- (4) その他学院長が認めたもの

(出席停止)

第 4 条 伝染病に罹患し隔離となった場合は、隔離期間を出席停止とする。

2 伝染病の種類及び出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（昭和 3 3 年文部省令第 1 8 号）第 1 8 条及び第 1 9 条の規定を準用する。

(忌引)

第 5 条 親族が死亡した場合は、深川市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 6 年深川市規則第 3 6 号）第 1 5 条 1 項第 1 2 号中の別表第 2 を準用し、親族に応じ定められた範囲内の期間を忌引とする。ただし、遠路の場合は、該当日数に往復に要する日数を加えることができる。

(遅刻の取り扱い)

第 6 条 授業の始業時間から 3 0 分を超えて入室した場合は欠課とし、3 0 分以内に入室した場合は遅刻として取り扱う。

(早退の取り扱い)

第 7 条 授業の終業時間より 3 0 分以上早く退室した場合は欠課とし、3 0 分未満に退室した場合は早退として取り扱う。

(遅刻及び早退による欠課)

第 8 条 遅刻及び早退を合わせて 3 回で欠課とする。

(授業科目の補習)

第 9 条 特別欠席、忌引、出席停止、疾病（要診断書）により、学則第 1 2 条第 1 項に定める出席時間数が 3 分の 2 に達しない者に対しては、当該時間数を補習することができる。

(試験)

第10条 授業科目の成績評定に資する試験(以下「試験」という。)の受験資格があるにもかかわらず正当な理由がなく試験を受験しなかった場合は、当該試験を0点とする。

2 試験開始時間に遅れて入室した場合、受験は認めるが試験時間の延長は認めない。

(追試験)

第11条 試験を受験しなかった理由が次の各号に掲げるものに該当する場合は、追試験を受けることができる。

- (1) 病気により欠席した場合
- (2) 特別欠席又は出席停止により欠席した場合
- (3) 忌引により欠席した場合
- (4) その他学院長が特に認めた場合

(試験中の不正行為の取り扱い)

第12条 試験中に不正行為を行ったものについては、当該科目の単位は不認定とする。

2 不正行為を行った者については、学則 第28条の規定に基づき、対処する。

(単位の履修に関わる条件)

第13条 実習科目の履修においては、次の各号に掲げるものを進度の条件とする。

- (1) 基礎看護学Ⅰ・Ⅱ実習の実習評定が「可」以上で、基礎看護学Ⅲ実習の履修ができる。
- (2) 基礎看護学Ⅲ実習の単位認定をされた者は、2年次の実習科目の履修ができる。
- (3) 2年次すべての実習の単位認定をされた者は、3年次の実習科目の履修ができる。
- (4) 統合実習は、卒業年度に履修ができる。

(再試験)

第14条 学則第12条4項に定めるところの授業科目の成績評定が「不可」の場合、一度に限り再試験を受けることができる。

- 2 再試験の点数は60点以上であっても60点とし、評価は「可」とする。
- 3 再試験を受けようとする者は、所定の再試験願を期日までに提出しなければならない。
- 4 再試験料として、1,000円を徴する。

(再実習)

第15条 学則第12条5項に定めるところの実習科目の成績評定が「不可」の場合、一度に限り再実習を受けることができる。ただし、受入実習施設及び期間等の状況が調っていることを条件とする。

- 2 再実習は、同一年度内に行うものとする。
- 3 再実習の点数は3.0点以上であっても3.0点とし、評価は「可」とする。
- 4 再実習を受けようとする者は、所定の再実習願を期日までに提出しなければならない。
- 5 再実習料として、3,000円を徴する。
- 6 再実習の内容、方法、期間等については、教務会議で決定する。

(単位不認定者の再履修)

第16条 再試験又は再評価で単位が「不認定」となったものは、再履修することができる。

- 2 再履修は、次年度以降とする。
- 3 再履修科目と履修科目が重複している場合は、再履修科目を優先することを原則とする。
- 4 再履修することにより、予定されている単位の履修の見込みがない場合は、予定されている

単位の受講はできない。

- 5 再履修をすることにより、予定されている単位の履修ができない場合は、留年または就学期間が延長される。

(履修科目の聴講)

第17条 単位認定を受けている科目の受講を希望した場合は、聴講として取り扱うことができる。

- 2 聴講は授業料を納入している期間とする。
- 3 聴講は担当科目講師、実習施設の承諾を条件とする。
- 4 科目の聴講をしようとする者は、所定の聴講願を提出しなければならない。
- 5 聴講した科目は単位修得試験を受けることはできない。

(成績の処理)

第18条 学院長は、成績一覧表を作成し、学年末に学生の成績や生活状況等を保証人（保護者）に連絡する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2号の規定は、令和4年度以降に入学した者に適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。